

平成20年8月
総務省

平成21年度の地方財政の課題

1. 地方分権改革の推進

- (1) 「基本方針2008」及び地方分権改革推進委員会の勧告に基づき、国と地方の役割分担等を見直すとともに、その見直しに応じ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しを一体的に推進。
- (2) 国と地方の税収比1：1を目指して、地方税を充実。消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しなどにより偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を推進。
- (3) 道路特定財源の一般財源化に当たって、地方の意見も踏まえ、「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、地方財政に影響を及ぼさないよう措置。

2. 地方一般財源の総額の確保と地方財政の健全化等

- (1) 「基本方針2006」等に基づき、ムダ・ゼロ、政策の棚卸し等の国における取組も踏まえ、国の歳出の見直しと歩調を合わせて地方財政計画の歳出を見直し、地方財源不足の圧縮に努めつつ、地方公共団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保。
- (2) 「定住自立圏構想」の実現に向けた取組を支援するとともに、地域間の財政力格差に対応するため、地方再生対策の考え方従った交付税配分の重点化を引き続き進め、地方交付税を財政の厳しい地域に重点的に配分。
- (3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の円滑な施行に努めるとともに、第三セクター等の経営改革や公立病院改革の取組などを支援。
- (4) 各地方公共団体の「集中改革プラン」の着実な実施を推進するとともに、公務員人件費改革、地方公会計改革等を推進すること等により、地方行革を強力に推進。

(参考)

平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】

(単位:兆円)

区分	20年度	21年度		特記事項
		増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	22.2	21.9	△ 0.3	△ 1.4
退職手当以外	19.8	19.5	△ 0.3	△ 1.6
退職手当	2.4	2.4	0.0	0.0
一般行政経費	26.5	27.0	0.5	1.8
補助	11.6	12.1	0.5	4.2 社会保障費の増
単独	13.8	13.8	0.0	0.0 基本方針2006(H18)と同程度の水準
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.1	1.1	0.0	0.3
地方再生対策費	0.4	0.4	0.0	0.0 注)3参照
投資的経費	14.8	14.4	△ 0.4	△ 3.0
直轄・補助	6.5	6.3	△ 0.2	△ 3.0 H21概算要求基準
単独	8.3	8.1	△ 0.2	△ 3.0 基本方針2006(国と同様)
その他の	19.4	19.1	△ 0.4	△ 1.9 公債費の減 地方税偏在是正の年次進行による影響
一般歳出計	65.8	65.5	△ 0.3	△ 0.4
計	83.4	82.8	△ 0.6	△ 0.8
(歳入)				
地方税等	41.2	41.4	0.2	0.6
地方税	40.5	39.5	△ 0.9	△ 2.3
地方譲与税	0.7	1.9	1.2	168.4 地方法人特別譲与税を含む
地方特例交付金等	0.5	0.5	0.0	0.0
地方交付税	15.4	14.8	△ 0.6	△ 3.9
国庫支出金	10.1	10.0	△ 0.1	△ 0.9 H21概算要求基準
地方債	9.6	9.4	△ 0.2	△ 1.9
うち臨時財政対策債	2.8	2.8	0.0	0.1
その他の	6.7	6.7	0.0	0.0
「一般財源」	59.9	59.5	△ 0.4	△ 0.6 注)5参照
計	83.4	82.8	△ 0.6	△ 0.8

注) 1 国のH21概算要求基準、「経済財政改革の基本方針2008」、「日本経済の進路と戦略」等を前提に作成したものであり、計数は全て仮置きである。

2 仮試算の過程において見込まれた財源不足額5.5兆円(うち折半対象財源不足額0.7兆円)(H18)5.2兆円。折半対象財源不足額なし)について、法律に基づく一般会計加算、臨時財政対策加算等の対策を講じることにより対処することを前提としている。

3 地方再生対策費については、地域経済や地域間の財政力格差の状況を踏まえ、今後、必要な検討を行う。

4 道路特定財源の一般財源化に伴う経費の取扱いについては、「道路特定財源等に関する基本方針」を踏まえ、今後検討する。

5 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。

平成21年度 地方交付税・地方特例交付金等 概算要求(案)の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(単位:億円)

項目	平成21年度 要求額 A	平成20年度 予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B (%)	備考
<地方交付税>					
一般会計からの 繰入れ ①	153,758	151,401	2,356	1.6	入口ベース
うち 法定率分	144,189	144,657	△ 468	△ 0.3	
法定加算分	7,231	6,744	487	7.2	
臨時財政対策加算分	2,338	0	2,338	皆増	
借入金等利子	△ 5,711	△ 5,711	0	0.0	
前年度からの繰越分	0	5,869	△ 5,869	△ 100.0	
剰余金の活用	0	2,500	△ 2,500	△ 100.0	
返還金	1	2	△ 1	△ 66.7	
計	148,047	154,061	△ 6,014	△ 3.9	出口ベース
<地方特例交付金等>					
一般会計からの 繰入れ ②	4,735	4,735	0	0.0	
うち 児童手当特例交付金	1,183	1,183	0	0.0	
減収補てん特例交付金	1,552	1,552	0	0.0	
特別交付金	2,000	2,000	0	0.0	
一般会計からの繰入れ 合 計 ①+②	158,492	156,136	2,356	1.5	

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- この概算要求は、国の概算要求基準、「経済財政改革の基本方針2008」、「日本経済の進路と戦略」等を前提とした仮置きの計数によるものであり、臨時財政対策加算は「平成21年度地方財政収支の8月仮試算【概算要求時】」(参考)の財源不足額を基礎にして求めた額を計上している。今後、経済情勢の推移、人事院勧告の取扱い、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政収支の状況等について検討を加え、要求内容の修正を行う。
- 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弹性値等に関し、「日本経済の進路と戦略」等をもとに一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 国税五税の平成19年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額(△4,994億円)については、平成20年度と同様、平成21年度に2,000億円を精算し、残余は平成22年度以降に精算することとしている。
- 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成20年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金等】

この概算要求は、仮置きの計数であり、特別交付金については法律に基づき2,000億円を計上するとともに、児童手当特例交付金及び減収補てん特例交付金については平成20年度と同額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。